

東京湾水質一斉調査結果について (平成30年度)

環境省は平成30年度における東京湾環境一斉調査の水質調査・生物調査・環境啓発活動等のイベントの実施結果について取りまとめました。

本調査は、民間企業・地方公共団体等が協働し、モニタリングを実施することで、国民・流域住民が東京湾再生に関心を持ってもらうことや、東京湾とその関係する河川等の水環境の把握、汚濁メカニズム等の解明を目的としています。なお、今年度で第11回目の実施となりました。

<概要>

1) 調査日・参加機関

- ①水質調査 169機関(平成30年8月1日を調査基準日とし、基準日を含む前後数日間を中心に調査)
- ②生物調査 16機関(平成30年5月から10月に調査)
- ③環境啓発活動等のイベント 18機関(平成30年5月から11月にイベントを実施)

2) 結果

- ①水質調査(水質調査地点 海域244地点、河川等405地点 計649地点)

内容:【海域】水温、塩分、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透明度
 【陸域(河川等)】水温、流量、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透視度

概要:DOについては東京湾奥部の底層において、3.0mg/Lを下回る値が広域にわたり検出し、特に西岸部でDOが低い。CODについては海域では東京湾口よりも東京湾奥で高い値を示し、陸域では、多摩川及び鶴見川流域で、比較的低い。

②生物調査

内容:底生生物、魚類などの生物調査データ収集。干潟の調査において13綱78種の生物を確認

③環境啓発活動等のイベント

内容:水質改善等に関する普及啓発活動(ごみ拾い、海水浴体験等)を含むイベントの実施

当社では、河川水等の環境水分析に加え、多くの排水項目の分析についても長年の実績があり、短納期・多検体での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2019年3月28日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 荒木琢也

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

平成 29 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

環境省は毎年度調査している土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)の施行状況等について、平成 29 年度の結果を取りまとめました。

この内容は全国 47 都道府県及び 111 政令市を調査対象として、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、法第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 14 条、処理業省令第 13 条に基づく土壌汚染状況調査を実施した事例や区域指定の状況等についての報告を求められたものです。

都道府県及び政令市においては、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査による土壌汚染の把握、区域指定による汚染土壌の適正な管理が行われています。また平成 29 年度において法に基づく調査結果が報告された件数は 839 件で前年度より 8 件増加しました。

<法に基づく調査結果報告件数>

法第 3 条 調査	法第 4 条 調査	法第 5 条 調査	法第 14 条 調査	処理業省令第 13 条	合計
290 (3,524)	170 (1,291)	0 (6)	379 (2,496)	0 (2)	839 (7,319)

※()内は法施行(平成 15 年 2 月 15 日)からの累計

<区域指定件数>

要措置区域	形質変更時要届出区域	合計
84(590)	470(3,174)	554(3,764)

※()内は改正法施行(平成 22 年 4 月 1 日)からの累計

当社では、土壌環境調査に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019年4月4日付 環境省報道発表資料](#)

土壌環境箇所 坂田旭子

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為に休業させていただきます。何かとご迷惑をお掛けするとは存知ますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 6月6日(木)



消毒副生成物の検査の期間が近づいています！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。

詳しくは下記URLからもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問合せはこちら

